

第3期石川県ニホンジカ管理計画の概要

1 計画策定の背景及び目的

近年、隣県において、ニホンジカの生息数が増加し生息域が北上しており、隣県に見られるような急拡大は見られないものの、本県での推定生息数及び生息域も増加・拡大傾向にあり、農林業や生態系への被害が懸念される。そのため、引き続きニホンジカの個体数管理、被害防除対策、生息環境管理を総合的・計画的に実施し、個体数の増加及び生息域の拡大を抑制するとともに、農林業、生活環境及び森林生態系への被害を未然に防止する。

2 鳥獣の種類 ニホンジカ

3 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

4 管理の地域 県内全域

5 管理の目標

これまで以上の捕獲圧をかけ、個体数の増加及び生息域の拡大を抑制し、生息密度を低減させることで、農林業、生活環境及び森林生態系への被害を未然に防止する。

また、生息密度が過剰となっている地域において、生息密度を3～5頭/km²以下で管理する。

6 目標を達成するための施策

(1) 個体数の調整

① 狩猟による捕獲の推進

ア 猟期の延長と猟法の緩和

延長期間：11月1日から11月14日及び2月16日から3月末日

このうち、㊦及び㊧：わな猟（箱わな・くくりわな）及び
止めさしのための銃猟に限る

㊨：わな猟及び銃猟

	㊦ 11/1～11/14	通常の狩猟期間 11/15～2/15	㊨ 2/16～2/末	㊧ 3/1～3/31	
--	-----------------	-----------------------	---------------	---------------	--

イ 特例休猟区の設置

地元の要望に基づき、特例休猟区を設置する。

ウ 鳥獣保護区の狩猟鳥獣（ニホンジカを除く）捕獲禁止区域への移行、対象区域の拡大

ニホンジカによる農林業被害等が発生している場合は、必要に応じて、鳥獣保護区を一時的に解除し狩猟鳥獣（ニホンジカを除く）捕獲禁止区域への移行を検討する。

② 個体数調整捕獲等の実施 「くくりわな」での捕獲を促進し、計画的な捕獲を実施する。

③ 指定管理鳥獣捕獲等事業の促進

効果の高いくくりわなや銃猟での捕獲を進め、認定鳥獣捕獲等事業者を対象とした捕獲研修も実施

④ 狩猟者の確保・育成

若者や女性など狩猟者のすそ野の拡大や猟場における実地的な研修の拡大を図る

(2) 被害防除対策

① 農林業被害

情報収集、体制づくり、環境整備や侵入防止対策等、鳥獣被害防止対策を推進する。

② 森林生態系等被害対策

白山国立公園については、環境省等と連携し、被害対策を検討する。

(3) 生息環境の管理

新規植栽地や伐採地における侵入防止柵の設置、耕作放棄地の除草や活用等に取り組む。

7 その他

(1) モニタリング等の調査研究

生息状況や被害状況などについてモニタリングを実施し、評価・検討を行う。

(2) 計画の実施体制

県、市町、猟友会、農林業者、地域住民等が密接な連携のもと、個体数管理、被害防除及び生息環境管理等の管理施策に取り組む。

(3) 獣肉の利活用の推進

シカ肉の有効利用を推進するほか、安全・安心で良質なシカ肉の普及を図る。

(4) 普及啓発・研修

生態や被害状況、被害防除対策等、様々な機会を通じて普及啓発に努める。

(5) 支援制度等の活用

捕獲の促進や被害防除については、国の支援制度を積極的に活用する。